

令和元年 第3回臨時会

浪江町議会会議録

令和元年10月11日 開会

令和元年10月11日 閉会

浪江町議会

令和元年第3回浪江町議会臨時会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号（10月11日）

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
職務のため出席した者の職氏名	4
開会の宣告	5
開議の宣告	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
議案第105号から議案第107号の一括上程、説明	5
議案第105号の質疑、討論、採決	9
議案第106号の質疑、討論、採決	14
議案第107号の質疑、討論、採決	15
閉会の宣告	18

浪江町告示第44号

令和元年浪江町議会臨時会を、次のとおり招集する。

令和元年10月1日

浪江町長 吉田 数博

1 日 時 令和元年10月11日（金） 午前9時

2 場 所 浪江町議会議事堂

3 付議事件

- (1) 指定管理者の指定について(浪江町水産業共同利用施設)
- (2) 物品購入契約の締結について(請戸荷捌き施設備品購入)
- (3) 令和元年度浪江町一般会計補正予算(第3号)

○応招・不応招議員

応招議員（16名）

1番	大浦泰夫君	2番	石井悠子君
3番	高野武君	4番	佐々木恵寿君
5番	半谷正夫君	6番	紺野則夫君
7番	佐々木勇治君	8番	平本佳司君
9番	山崎博文君	10番	渡邊泰彦君
11番	松田孝司君	12番	山本幸一郎君
13番	泉田重章君	14番	紺野榮重君
15番	佐藤文子君	16番	馬場績君

不応招議員（0名）

第 3 回 臨 時 町 議 会

(第 1 号)

令和元年第3回浪江町議会臨時会

議 事 日 程 (第1号)

令和元年10月11日(金曜日)午前9時開議

- | | | |
|-----|---|------------------------------------|
| 日程第 | 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 | 2 | 会期の決定 |
| 日程第 | 3 | 議案第105号 指定管理者の指定について(浪江町水産業協同利用施設) |
| 日程第 | 4 | 議案第106号 物品購入契約の締結について(請戸荷捌き施設備品購入) |
| 日程第 | 5 | 議案第107号 令和元年度浪江町一般会計補正予算(第3号) |

出席議員（16名）

1番	大浦泰夫君	2番	石井悠子君
3番	高野武君	4番	佐々木恵寿君
5番	半谷正夫君	6番	紺野則夫君
7番	佐々木勇治君	8番	平本佳司君
9番	山崎博文君	10番	渡邊泰彦君
11番	松田孝司君	12番	山本幸一郎君
13番	泉田重章君	14番	紺野榮重君
15番	佐藤文子君	16番	馬場績君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	吉田数博君	副町長	佐藤良樹君
副町長	小林弘典君	総務課長	安倍靖君
企画財政課長	西健一君	産業振興課長	清水中君
農林水産課長兼農業委員会事務局長	清水佳宗君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	吉田厚志	主任主査兼係長	志賀美樹
書記	鎌田典太郎		

○議長（佐々木恵寿君） おはようございます。

令和元年第3回浪江町議会臨時会に先立ち、東日本大震災によりお亡くなりになられた方々に対し、哀悼の意を込め、黙とうを捧げたいと思います。

ご起立ください。

[黙とう]

○議長（佐々木恵寿君） ありがとうございます。ご着席ください。

◎開会の宣告

○議長（佐々木恵寿君） ただいまの出席議員数は16人であります。

定足数に達しておりますので、令和元年第3回浪江町議会臨時会を開会します。

(午前 9時00分)

◎開議の宣告

○議長（佐々木恵寿君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（佐々木恵寿君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（佐々木恵寿君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第127条の規定により、会議録署名議員に、1番、大浦泰夫君、2番、石井悠子君、3番、高野武君を指名します。

◎会期の決定

○議長（佐々木恵寿君） 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日に決定しました。

◎議案第105号から議案第107号の一括上程、説明

○議長（佐々木恵寿君） お諮りします。

日程第3、議案第105号 指定管理者の指定について（浪江町水産業共同利用施設）から日程第5、議案第107号 令和元年度浪江町一般会計補正予算（第3号）までを一括議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 異議なしと認めます。

よって、日程第3、議案第105号から日程第5、議案第107号までを一括議題とします。

日程第3、議案第105号 指定管理者の指定について（浪江町水産業共同利用施設）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） おはようございます。議案第105号 指定管理者の指定について、ご説明いたします。

本案は、浪江町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例の規定に基づき候補者となった相馬双葉漁業協同組合を施設の指定管理者として指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、農林水産課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 議案書によりご説明いたします。

1、管理を行わせる公の施設の名称及び位置。名称、浪江町水産業共同利用施設、位置、浪江町大字請戸字中島地先。

2、指定管理者となる団体の名称、代表者及び住所。団体等の名称、相馬双葉漁業協同組合、代表者、代表理事組合長 立谷寛治、住所、福島県相馬市尾浜字追川196番地。

3、指定の期間、令和元年11月1日から令和6年3月31日。

次に、議案資料1をご覧ください。

指定管理者に管理を行わせる目的についてです。浪江町水産業共同利用施設は、浪江町内の水産業の振興と漁業者の経営の安定を図ることを目的とし設置した施設であり、当町の漁業者が所属する相馬双葉漁業協同組合に管理を行わせ、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより、その設置目的を効果的かつ効率的に達成させるため、当該団体に管理を行わせるものです。

次に、指定管理者の選定方法についてです。浪江町水産業共同利用施設は、荷捌き、貯氷冷凍、上架の施設等を有し、魚介類の競りや漁業者の利便性を担うための施設であるため、当該施設の性格、規模、機能等を考慮し、浪江町公の施設に係る指定管理者の指定手

続き等に関する条例第5条第1項の規定による公募によらない指定管理者の候補者の選定を行ったものでございます。

次に、資料2をご覧ください。

ここに表示しております荷捌き施設、上架施設、貯氷冷凍庫施設、海水取水ポンプ施設、これらの施設が今回の対象となるものでございます。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第4、議案第106号 物品購入契約の締結について（請戸荷捌き施設備品購入）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第106号 物品購入契約の締結について、ご説明いたします。

本案は、請戸荷捌き施設備品購入について、地方自治法第234条第1項の規定による制限付一般競争入札により落札者となった日本コンテック株式会社 北海道・東北支店仙台営業所所長 朝田明彦と契約を締結するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、農林水産課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 議案書によりご説明いたします。

1、契約の目的、請戸荷捌き施設備品購入。

2、納入場所、浪江町大字請戸字中島地先。

3、契約の方法、制限付一般競争入札。

4、契約金額、1538万6800円、（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額、139万8800円）。

5、契約の相手方、宮城県仙台市宮城野区扇町四丁目3番3号、日本コンテック株式会社 北海道・東北支店仙台営業所所長 朝田明彦。

6、納期、議会の議決を得た日から令和2年2月28日。

次に、議案資料をご覧ください。今回の契約の明細でございます。

1番として、ベルトコンベア数量が6、これは全長が6mでベルト幅が450mmのものでございます。2番として、活魚用プラスチック水槽、1t水槽でございます。数量が100、外寸が1700mmかける1240mmかける730mm、以降16番の氷バサミまで今回一括して契約したいと考えております。

資料2をご覧ください。ここに入札の結果が出ております。

以上よろしく申し上げます。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第5、議案第107号 令和元年度浪江町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案107号 令和元年度浪江町一般会計補正予算（第3号）について、ご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8億5448万1000円を減額し、歳入歳出予算の総額を429億6091万3000円とするものであります。

詳細については、企画財政課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） では、予算書事項別明細書により、ご説明申し上げます。

7ページをお開きください。まず、歳入でございます。

款14県支出金、項2県補助金、目1総務費県補助金8億5448万1000円の減につきましては、福島再生加速化交付金の減でございます。木材製造拠点建築工事並びに木材製品生産機器導入事業につきまして、継続費を補正したことによりまして、次年度分となった分の県補助分の減でございます。

続きまして、8ページをご覧ください。歳出でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目7企画費2億8482万7000円の増につきましては、浪江町復旧・復興基金積立金の増でございます。木材製造拠点建築工事並びに木材製品生産設備導入事業の継続費の補正によりまして、次年度分となった分の一般財源分について基金に積み立てをするものでございます。

その下、款7商工費、項1商工費、目7企業誘致促進費、11億3930万8000円の減につきましては、節13委託料につきましては事務所倉庫等の財源協議が完了したものでございまして、調査測量設計委託料を増額、節15工事請負費につきましては、木材製造拠点建築工事の継続費の補正によりまして減、節17公有財産購入費につきましては、木材製品生産機器の購入費の継続費の補正により減となったものでございます。

4ページにお戻りください。継続費の補正でございます。上段が変更でございます。

款7商工費、項1商工費、事業名、木材製造拠点建築工事につきましては、全国的な高力ボルトの不足等によりまして、工期の延長が必要となったことから、記載のとおり年割額を変更するものでご

ざいます。

その下、事業名、木材製品生産機器導入事業につきましては、建物の完成が遅れますので、ここに入れる機器につきましても、記載のとおり総額と年割額を変更するものでございます。

下段でございますが、継続費の追加でございます。こちらもただいま申し上げました理由と同じでございます。

款7商工費、項1商工費、事業名、木材製造拠点建築工事（その2）につきましても、工期の延長が必要となりましたので、記載のとおり総額と年割額を新たに設定するものでございます。

その下、事業名、木材製品生産機器導入事業（その2）につきましても、新たに継続費として総額及び年割額を定めるものでございます。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

○議長（佐々木恵寿君） ここで、総務常任委員会及び産業・建設常任委員会開催のため、10時まで休議とします。

（午前 9時14分）

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。

（午前10時00分）

◎議案第105号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第3、議案第105号 指定管理者の指定について（浪江町水産業共同利用施設）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 相馬双葉漁業協同組合を指定管理者とするということについては、妥当だと考えるものです。その上で何点かお尋ねをしたいと思います。1つはこの施設の利用者数、指定管理者は相馬双葉漁業協同組合となっていますが、利用者数はどれくらいになるのかということについて、お尋ねをします。

それから、資料ではなくて指定の期間が令和元年11月から令和6年3月31日までということで、年度またぎになりますが5年間となっていますが、この期間を定めた根拠は何かあるのでしょうか。

それから、指定管理者に管理をお願いするということですが、公設民営ということで施設を設置するということは度々説明がありましたが、逆にこの施設の委託料は発生するのか、発生しないのかということです。

それから、この施設の管理運営というか、諸々の件について、協定書などを締結することになると思うのですが、指定管理者との協定書締結はどうなるのかということ。その協定書があれば、議会にもお示しいただきたいと思いますが、それを見れば分かると思いますが、各施設のリスクの問題も私はあると思うのです。メンテナンスなども含めたリスク分担についてどういう定めになっているのか。

それから、全体の問題ですが、この共同利用施設の年間維持管理費はどれぐらいかかると試算をされているかということについて、お尋ねをします。

それから、指定管理者からの事業報告、あるいは決算報告等定期的な報告を求めるべきだと思いますが、この件に対する取り扱いはどうなっているのかということについて、お尋ねをいたします。

以上何点かお答えをいただきたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） では、お答えいたします。

まず、利用者数ということでございますが、現在請戸漁港には29隻の漁船があります。これから増える分も含めて50隻ということで考えております。

指定管理の期間についてでございますが、今全国的な傾向として3年から5年の期間が大多数となっております。こういった施設は、短いよりも長いほうが安定した運営ができるだろうということで、5年にちょっとかけますが、そのあたりが妥当と考えております。

委託料ということでございますが、町から指定管理者に支払う管理料というものは、発生しません。

協定書については、今回議決いただければ、速やかに締結したいと思っております。

将来の施設のリスク等に関してでございますが、基本通常の使い方をして修繕が必要になったときは、指定管理者に修繕していただきたいと考えております。

維持管理費については、以前委員会等で年間の維持管理費は3000万円程度というご説明をしてきました。今回申請書に記載してあります収支計画においては840万円あまりの経費となっております。

事業報告については、毎年度終了後年1回となりますが、報告をいただくことになっております。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 何点かお尋ねをいたします。

利用者数については、現在請戸漁港というか浪江町民の方は29隻

だと、50隻ぐらいに増えるだろうということですが、それはここに書いてあるように、指定管理者の相手方は請戸という浪江町の漁民と限ってはいません。相馬双葉漁業協同組合ということです。そういう意味合いから50隻ぐらになるという見込みなのか、その幅の考え方と、それから組合との協定になるわけですから、浪江町の漁民以外に使うことは私は可能だと思うのだが、そのことについてはどういう取り扱いになるのか。

それから、指定期間については、おおむね3年、長くて5年だということなので、当然のことながら同施設で同事業者が使うということになれば、再延長ということも十分あり得ると、あるいはその可能性のほうが高いと考えますが、別な意味から再指定が難しいと判断される局面が発生しないとも限りません。5年後について、再延長する、しないの判断の根拠はどこに求めるかということについて、お尋ねをします。

委託料はない。それから、リスク分担については、通常の使用によるトラブル等があった場合は、今の課長答弁だと町で負担すると私は受け取ったのですが、通常の使用による費用発生負担について今一度確認をいたします。

それから、リスク分担について、どの幅で考えているのかということについて、お尋ねをいたします。

それから、年間維持費については、通常は3000万円ぐらいだろうと、そして今回は840万円というのは使用期間が短いと、期間割でそうなるということなのかどうか、3000万円と840万円の関係。

それから、協定書締結については、指定管理者の指定案件が議決された後に速やかに締結するということですから、手続きから言えば当然だと思います。その上で、手続き論から言えばそういうことだが、協定の中身については担当課は十分な検討を加えていると思うのです。ここで検討している中心的な中身について、お示しをいただきたい。

それから、事業報告は年1回で、これは決算書も同時に提出を求めるとのことだと思うのですが、そのほか単なる事業報告、決算書にとどまらず莫大な投資による高度、高価な施設です。大いに浪江町の復興と請戸漁港の復興に役立てていただくことを期待しているわけですが、さまざまな問題が発生するということは当然だと。そういったことも含めて報告を求めるとのことについては、どういう対応をされるのか、再度お尋ねをいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） お答えいたします。

50隻というのは、あくまで請戸に限っての見込みでございます。そこで、他市町の漁業者も利用できるかどうかということについては、今回指定管理するのは漁協組合としてますので、そこは可能ではないかと考えております。

指定の期間については、今回5年足らずの期間で設定したいと思っております。その後は、自動延長ということで協定を結びたいと考えております。その自動延長の前に重大な事柄とかがあれば、その際は協議ということになるかと思っております。

施設の通常の使用による修繕等については、私の説明がちょっと不十分だったかもしれませんが、町で修繕するのではなくて、指定管理者の漁協に修繕していただこうと考えております。ただ、災害等の指定管理者の責に負わないような事態が生じた場合は、それぞれで協議することになるかと思っております。

協定の具体的な内容については、主なところでいきますと、当然ながら施設の内容、あとは期間、管理料が発生しない等、あとは今ほども言ったような損害賠償とか不可抗力とかに関する事項なども考えております。

年1回の報告については、決算についても当然報告いただきたいと思っております。

今回、指定する際に施設の維持だけということではなくて、水産業の振興に寄与するということも当然ながらありますので、その辺の報告もいただきたいと思っております。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 最後ですので、はっきり確認できるようにご答弁いただきたいと思いますが、50隻というのは請戸の漁民に限ると答えましたが、ただし指定管理者は相馬双葉漁業協同組合となっているので、他市町村の組合員も利用できるとお答えになりました。私は、指定管理者の存在理由というか存在する立場からすれば、当然組合員であれば利用できるということになるのが自然ではないかと思えます。この件について、限るとお答えされた一方、組合員であれば利用もできるということの、矛盾という言葉を使いたくないけれども、このことについてどう整理されているのか、再度お尋ねをいたします。

それから、協定期間については、5年後基本的には自動延長だということで、これは了解をいたしました。

それから、大きな意味でのリスク管理、その中で課長が答えたのは、通常の修理は組合負担によると、ただし災害等については、別途協議するというところです。これについても、私はさまざまな事

故というか修繕費発生につながるさまざまな事故が想定されると。例えば、電気が止まったと、その中で施設設備が、わかりやすく言うとならなくなったという場合、これは明らかに災害なわけだが、一方では施設の管理上からそういう電気停電トラブル等が発生した場合は、当然のことながら災害の範ちゅうには入らないと。協定書の表現で解釈のくい違いが発生しないような文言の規定が必要だと思います。そこで、リスク管理、通常の維持修繕と災害等にかかわる費用発生についての判断の根拠というか、解釈のくい違いを生じないような協定についてどう考えているか。

それから、トラブルの問題も含めて協定の中身ですが、損害賠償についても考えていると。そうすると、災害と損害賠償との関係も出てくると思うのだが、町が考えている損害賠償の事案、不可抗力の事案というのはどういうことなのか。ここも繰り返しますが、高度、高価な施設ですので、そのことについても十分吟味を重ねておく必要があると。単なる損害賠償ということについても考えるということではなくて、挙げるとすればどういう場合に損害賠償の対象になるのかということについても、再度お尋ねをいたします。

そのほかの問題については、結構です。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁者、農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 先ほど50隻と申しましたのは、利用者の見込みということで申し上げました。請戸漁港を利用するのは当然ながら請戸の方々だろうという想定でそういった答弁をいたしました。ただ、だからといって、他市町の漁業者を排除するものではないという意味でございます。

リスク分担のことについてですが、具体的な事案がどうだということについては、今当然ながら想定できないような事案がかなり発生しております。ということで、何か起きたときに原因がどこにあるのか、原因によって誰が負担するのかということがおのずと決まってくるのではないかと考えております。ただ、不可抗力、災害・天災とかそういったものについては、やはり責任があるわけではないので、そこは町と指定管理者と協議ということになるかと思っております。

[何事か呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 施設を運営していく際に、事故が発生するかもしれません。そういった事故が発生したときに、誰が賠償責任を負うのだということを考えております。その中で、あくまで運営を全て任せているわけなので、指定管理者が通常は賠償の責任

を負うものと考えております。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより、議案第105号 指定管理者の指定について（浪江町水産業協同利用施設）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第105号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第106号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第4、議案第106号 物品購入契約の締結について（請戸荷捌き施設備品購入）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 契約金額が1538万6800円、これは消費税139万8800円を含むということですが、以前契約案件で訂正事案が発生しましたが、10%、8%の間違いはないですよねということを確認しておきます。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁者、農林水産課長。

○農林水産課長（清水佳宗君） 今回は、10%で計上しております。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより、議案第106号 物品購入契約の締結について（請戸荷捌き施設備品購入）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第106号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第107号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第5、議案第107号 令和元年度浪江町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 議案107号についてお尋ねをいたします。

第1点は、提案理由の説明にもありましたが、継続補正するという説明でした。工期延長のために継続費を追加するという説明でした。改めてお尋ねいたしますが、工期延長の理由はどういうことでしょうか。

それから、今回の継続補正の追加で7億6955万2000円ですね。8ページの商工費の工事請負、あるいは公有財産購入にかかわる減額補正は11億7794万8000円です。したがって、仮に委託料3800万円分から加除したにしても継続補正の金額とくい違いが出ていると私は考えたのですが、この継続費の7億6955万2000円、それから商工費の減額補正の違いについてどういう関係性があるのか、お尋ねをいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁者、産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） お答えいたします。

第1点目、工期延長でございますが、過日の一般質問でもお答えしたこともございましたが、当初令和元年の事業の予定としておりました。これも交付税の関係で最初から年度繰り越しはだめだということもあります。それに向けて一生懸命やってきたのですが、まず平成30年度においてプロポーザルにおいて二度の不調があり、遅れました。

さらに、着工後にひっ迫しているボルトの入手困難、この前も申し上げましたようないろいろな工事の困難さなどがありまして、令和2年度まで事業がかかるということになったわけでございます。

第2番目の数字的なご質問でございますが、7億2500万円とおっしゃったのは、4ページの継続費補正の追加の分のその2の件をおっしゃったのかどうか疑問ですが、全体的にこの補正につきましてご説明しますと、4ページをご覧くださいますと、変更した継続費、

それから新たに追加した継続費が二つありまして、それぞれこれを分けた理由は建築工事のその1、建築工事のその2、機器購入のその1、機器購入その2と、これがありますものですから、それと同じにするために二つに分けたというわけで、その二つに分けたものをこの8ページの歳出のところは一緒になっておりますので、その辺の足し引きがございますものですから、その算式について今全部これプラスこれはこうだというと、お時間がかかるとは思うのですが、かいつまんで申せば、変更と追加のこれが一緒になって、元年度、すなわちここで言うと31と書いてありますが、平成31年度のものから令和2年度に持っていった分を令和2年度にいて、その分が減ったというわけでございます。

そこで、委員会でもご質問がありましたように、それが合わない部分は一応、そういう理由でして、とりとめのない回答で申し訳ありませんが、一度終わります。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁者、 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 継続費補正について、ご説明申し上げます。

8ページの下段の工事請負費、節15工事請負費9億2790万8000円の減につきましては、4ページにお戻りいただきまして、一番上の木材製造拠点建築工事の補正後の金額が平成31年度、これが令和元年度でございますが8億800万円、それから、追加のほう、下から2番目の工事費その2の部分の令和元年度2億9022万1000円、これを足しまして補正前の額から引きますと、先ほどの9億2790万8000円になるものでございます。

それから、この下から2番目の総額の7億2555万2000円というのは、今年度だけではなくて令和2年度分の工事費と今年度分の工事費の総額でございます。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） お二人から答弁がありましたが、工期の延長の理由については、入札が不調だったということと、それから資材入手が困難であったために令和2年度までかかるという答弁でしたが、産業振興課長の前段の答弁で、実はこの事業計画は令和元年の事業計画でしたと、これについて年度繰り越しはだめだといわれたということもお答えになりました。この事業について、年度繰り越しはだめだといわれたけれども、結果的には年度繰り越しで事業展開するということになるわけでしょう。だめだったのですか、だめでなかったのですか。

それから、4ページの7億2500万円、それから4400万円と、8ページの節15、あるいは節17合計11億7700万円とのくい違いについては、4ページの上の段の平成31年分と、それから下の段の令和元年度分を足して、そこからさらに補正前の金額を引いたものだという答弁ですね。補正前の金額についていくらかということになれば、それはつき合わせはできますので、そのことについてお尋ねをいたします。いくらですか。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁者、企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 補正前の金額につきまして4ページ、まず一番上の木材製造拠点建築工事につきましては、補正前の金額が掲載してございまして、補正前の平成31年度の部分が補正前の金額でございます。

それから、追加につきましては、拠点建築工事その2の総額が補正前の金額でございます。

それから、機器購入費についても同様でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁者、産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 1点目の年度繰り越しの件についてご説明いたします。

年度の最初から今年度では終わらないと最初からそういうのはだめだと、今の状態で努力して繰り越さざるを得ない状態に今度なってきたものですから、その状態なら仕方ないなということで今回国・県から認められる方向になりましたので、継続費の補正させていただき、2ヶ年度事業から3ヶ年度事業にさせていただいたという経過がございます。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁者、企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 申し訳ございませんでした。数字をきちんとご説明申し上げます。

まず、建築工事につきましてですが、補正前の額は20億2000万円でございます。それから、建築工事の追加につきましては、下から2番目の金額でございますが、ここで総額が変わってございまして…。

申し訳ございません。4ページ款7商工費、項1商工費、事業名、木材製造拠点建築工事その2につきまして、8億1416万9000円補正前の額がございました。これを、総額を7億2555万2000円に総額を補正減した上で、年割額を令和元年度は2億9022万1000円、令和2年度は4億3533万1000円に年割を行ったものでございます。

続きまして、木材製品生産機器導入事業につきまして、補正前の額は26億4283万1000円でございます。

それから、継続費補正の追加でございますが、木材製品生産機器導入事業その2の補正前の額は4300万円でございます。これを4400万円に総額を定めた上で、令和元年度は1320万円、令和2年度は3080万円としたものでございます。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより、議案第107号 令和元年度浪江町一般会計補正予算（第3号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立多数であります。

よって、議案第107号は、原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（佐々木恵寿君） 以上で本臨時会に付された事件は、全て終了しました。

以上で、本日の会議を閉じます。

これをもって、令和元年第3回浪江町議会臨時会を閉会します。

（午前10時44分）

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

令和元年 月 日

浪江町議会議長 佐々木 恵 寿

署名議員 大浦 泰 夫

署名議員 石井 悠 子

署名議員 高野 武